

高知県デジタル技術活用促進事業費補助金交付要綱新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県デジタル技術活用促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第2条（略）</p> <p>第3条 県は、電力・ガス・食料品等の価格高騰によって実質的な賃金が減少している中、給与等の増額を行う県内中小企業者等のデジタル技術への投資を通じた生産性を向上させる取組を支援するため、補助事業者が行う事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>2 補助事業の対象は、県内中小企業者等（以下「間接補助事業者」という。）が、事業戦略、経営計画、これらに準ずる事業計画又は継続的にデジタル化に取り組むための中期的な実行計画に基づいて行うデジタル技術への投資を通じた生産性を向上させる取組を支援する事業とし、補助事業者が間接補助事業者に間接補助金を交付することにより実施する。</p> <p>3 間接補助事業者が行う事業の要件は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>第4条～第19条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p><u>附 則</u> この要綱は、令和5年6月22日から施行する。</p> <p>別表第1（略）</p>	<p style="text-align: center;">高知県デジタル技術活用促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第2条（略）</p> <p>第3条 県は、電力・ガス・食料品等の価格高騰によって実質的な賃金が減少している中、給与等の増額を行う県内中小企業者等のデジタル技術への投資を通じた生産性を向上させる取組を支援するため、補助事業者が行う事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>2 補助事業の対象は、県内中小企業者等（以下「間接補助事業者」という。）が、事業戦略、経営計画又はこれらに準ずる事業計画に基づいて行うデジタル技術への投資を通じた生産性を向上させる取組を支援する事業とし、補助事業者が間接補助事業者の間接補助金を交付することにより実施する。</p> <p>3 間接補助事業者が行う事業の要件は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>第4条～第19条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>別表第1（略）</p>

高知県デジタル技術活用促進事業費補助金交付要綱新旧対照表

新		旧	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
区分	間接補助事業者が行う事業の要件	区分	間接補助事業者が行う事業の要件
一般枠	<p>対象となる間接補助事業： 生産性の向上に資するITツールの導入や活用のために必要となるインフラの整備等の事業</p> <p>間接補助事業の要件： （1）間接補助事業の実施期間において、給与支給総額（注1）を年率1.0%以上増加する見込みの計画を策定すること。 <u>ただし、補助申請額が150万円未満の場合は、策定を省略できるものとする。</u> （2）間接補助事業の実施期間において、付加価値額（注2）の伸び率を年率1.5%以上増加する見込みの計画又は、労働生産性（注3）の伸び率を年率1.5%以上増加する見込みの計画を策定すること。 （3）事業計画（事業戦略、経営計画等）を策定していること。（注4） <u>ただし、補助申請額が150万円未満の場合は、策定を省略できるものとする。</u> （4）継続的にデジタル化に取り組むための中期的な実行計画を策定していること。</p>	一般枠	<p>対象となる間接補助事業： 生産性の向上に資するITツールの導入や活用のために必要となるインフラの整備等の事業</p> <p>間接補助事業の要件： （1）間接補助事業の実施期間において、給与支給総額（注1）を年率1.0%以上増加する見込みの計画を策定すること。 （2）間接補助事業の実施期間において、付加価値額（注2）の伸び率を年率1.5%以上増加する見込みの計画又は、労働生産性（注3）の伸び率を年率1.5%以上増加する見込みの計画を策定すること。 （3）事業計画（事業戦略、経営計画等）を策定していること。（注4） （4）継続的にデジタル化に取り組むための中期的な実行計画を策定していること。</p>
デジタル化加速枠	<p>対象となる間接補助事業： 製品やサービスの開発、ビジネスモデルの変革などの新たな付加価値を生み出すデジタル化事業</p> <p>間接補助事業の要件： （1）間接補助事業の実施期間において、給与支給総額（注1）を年率1.0%以上増加する見込みの計画を策定すること。 （2）間接補助事業の実施期間において、付加価値額（注2）の伸び率を年率3.0%以上増加する見込みの計画又は、労働生産性（注3）の伸び率を年率3.0%以上増加する見込みの計画を策定すること。 （3）事業計画（事業戦略、経営計画等）を策定していること。（注4） （4）継続的にデジタル化に取り組むための中期的な実行計画を策定していること。なお、当該実行計画の目標については、DX推進指標の成熟度レベル4相当となる目標設定を行うこと。（注5）</p>	デジタル化加速枠	<p>対象となる間接補助事業： 製品やサービスの開発、ビジネスモデルの変革などの新たな付加価値を生み出すデジタル化事業</p> <p>間接補助事業の要件： （1）間接補助事業の実施期間において、給与支給総額（注1）を年率1.0%以上増加する見込みの計画を策定すること。 （2）間接補助事業の実施期間において、付加価値額（注2）の伸び率を年率3.0%以上増加する見込みの計画又は、労働生産性（注3）の伸び率を年率3.0%以上増加する見込みの計画を策定すること。 （3）事業計画（事業戦略、経営計画等）を策定していること。（注4） （4）継続的にデジタル化に取り組むための中期的な実行計画を策定していること。なお、当該実行計画の目標については、DX推進指標の成熟度レベル4相当となる目標設定を行うこと。（注5）</p>
別表第3・4（略） 第1号様式～第10号様式（略）		別表第3・4（略） 第1号様式～第10号様式（略）	